



今号の 主な内容	2・3 面 保育園が、地域の子育てを応援します/妊婦・乳幼児健康診査を受けましょう	4・5 面 老人館特集/10月からの国民健康保険変更点のお知らせ	6・7 面 東京芸術センター天空劇場・会議室利用案内/藝大開学特別演奏会等	8 面 足立区秋の交通安全運動/反射材プレゼント
-------------	--	-------------------------------------	--	-----------------------------



禁煙特定区域には、写真のような路面シートが貼られます(禁煙特定区域に指定された北千住駅西口ペDESTリアンデッキ。写真はイメージです)。

10月1日から

## 「禁煙特定区域」 での喫煙には、 罰則を適用!

違反者には、1,000円の過料が科されます

区内全域で、  
歩行喫煙を全面禁止

10月1日から、「足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例」(以下、条例)が施行され、区内全域で歩行喫煙が禁止されます。さらに、規則で定める「禁煙特定区域」で喫煙した場合は、罰則として千円の過料が科されます。

お問い合わせは、  
地域活動支援係

☎(3880)5856

区はこれまで、公共の場所での喫煙に対し、区民の皆さんから多数寄せられた意見や要望を反映しながらマナー向上を促し、環境美化に取り組んできました。しかし、タバコの吸い殻の投げ捨てや、迷惑な喫煙行為に大きな改善はみられず、個人のマナーやモラルのみに頼るの限界と判断しました。

喫煙にルールを定めなければならぬことは、非常に残念なことです。迷惑行為を条例などで規制する必要のない社会にならないよう、区は今後も力を入れていきたいと考えています。



歩きタバコは、子どもに火傷を負わす危険があります

### この部分が禁煙特定区域です



表1 「足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例」の主な内容

区域	禁止事項	罰則・その他
区内全域	公共の場所(1)での歩行喫煙	自転車などの運転中も含む
	吸い殻などのごみのポイ捨てや、犬のフンなどの放置	2万円以下の罰金
禁煙特定区域	喫煙(区長が指定した場所を除く)	2万円以下の過料・過料は当面1,000円(2)
駅周辺・バス停など混雑する場所	喫煙しないよう配慮する責務	

1...「公共の場所」とは、区内の道路、公園、河川、広場、その他公共の用に供する場所です(屋外に限る)。  
2...違反者に対する過料の徴収は、身分証明書を持った区指導員が行います。

### NHKラジオ第1に足立区が登場! 「ふるさと自慢うた自慢」9月10日放送

7月14日に、ギャラクシティ・西新井文化ホールで収録された公開録音番組「ふるさと自慢うた自慢」が、NHKラジオ第1(594kHz)で放送されます。区民の皆さんが、「足立区自慢」を繰り広げながら、自慢の歌声を披露します。ぜひお聞きください。放送日時=9月10日、午後7時20分~8時10分《広報係》

**条例周知キャンペーン 実施中**  
区内主要駅頭において条例周知キャンペーンを行っています。美しく快適なまちをつくるため、ご協力をお願いします。

「北千住駅周辺区域を「禁煙特定区域」に指定

「禁煙特定区域」は、タバコの火による危険や、自らの意思に反して煙を吸わされる受動喫煙がない、多くの人が快適に過ごせる生活環境を作るために指定

します(合わせて、指定喫煙場所 図中も指定)。  
まずは、特に必要があると思われる北千住駅周辺区域を指定しました。「禁煙特定区域」には、看板や路面シートを設置し、指定された区域であることを表示します。